

北村内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革） 記者会見要旨

日時：令和元年12月18日（水） 17:58 ～ 18:02

場所：首相官邸ロビー

（冒頭発言）

本日の諮問会議では、区域計画の認定、そして、追加の規制改革事項という2つの議題がございました。

区域計画の認定につきましては、5区域10事業を新たに御了承いただきました。

追加の規制改革事項としては、スーパーシティに関する国家戦略特区法改正案の早期の国会提出を図ることを、改めて特区諮問会議として決定するとともに、まず第一に、外国人留学生の在学中の起業に伴うビザ切り替え、二つ目にキャッシュレス社会の促進に向けた資金移動業者への貸金支払いの解禁、三つ目に農家レストランに関する特例措置の全国展開などの規制改革事項について、私から御説明し、諮問会議として決定をいたしました。

また、今回は、広瀬養父市長から、企業活力を活用した先進的なスマート農業の取組みについて御説明をいただくとともに、企業による農地取得の期限延長やインフルエンザ診療の完全オンライン化などの、積極的な御提案をいただきました。

民間議員からも、スーパーシティ法案の早期成立や、今後の規制改革の課題について御提言がなされ、熱心な意見交換が行われました。

総理の御発言につきましては、先ほど皆様にお聞きいただいた通りでございます。私からは以上です。

（質疑応答）

問： スーパーシティ法案の構想の実現に向けた国家戦略特区法の改正案について、早期の国会提出をということでしたが、次期通常国会での提出ということになるのでしょうか。

答： その点については、スーパーシティ構想の実現に向けて、法制度の早期実現を図ることを閣議決定しているわけですから、次期通常国会への法案提出に向けて、関係者との調整等を進めていきます。

そして、この秋実施した自治体からのアイデア公募では、51の自治体からの提案があった。また、70社の企業が関連情報をネットで配信するなど、スーパーシティ提案に向けた準備は全国各地で着々と進んでおり、スーパーシティ構想の具体化に向け、さらに準備を加速

して参りたいという状況です。

(以上)